

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年3月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700374号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700208号

第1 結論

請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年6月30日から昭和53年7月1日に訂正し、昭和53年6月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和53年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和53年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和52年4月1日にA社に入社してから現在まで継続勤務している。

しかし、請求期間の厚生年金保険被保険者の記録がないので、年金記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された社員台帳及び在職証明書、A社B事業所を継承しているC社(以下「C社」という。)及びD健康保険組合の回答、同組合から提出されたA社に係る被保険者名簿並びに同僚の回答及び陳述により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和53年7月1日にA社B事業所から同社E事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和53年5月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の事業主は、昭和53年6月30日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)

に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を昭和 53 年 7 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 6 月 30 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 53 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700363号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700209号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年2月3日から平成26年1月1日に訂正し、平成26年1月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成26年1月1日から同年2月3日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年1月1日から同年2月3日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成2年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月21日から平成26年2月3日まで

平成25年12月21日から正社員として勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間について年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る労働条件通知書、給与台帳及び同社の回答並びに課税庁から提出された給与支払報告書により、請求者は、同社に勤務し、給与の支払を受けていたことが認められる。

また、上述の給与台帳及びA社を平成26年に退職した同僚から提出された給与明細票により、請求期間当時、同社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であったと認められるところ、当該給与台帳により、平成26年2月に支払われた給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者は、平成26年1月1日から同年2月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、請求期間のうち、平成26年1月1日から同年2月3日までの期間に

ついて、上述の給与台帳及び日本年金機構B事務センターの回答により、請求者の資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は18万円と認められるところ、当該標準報酬月額より低い17万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成26年1月の標準報酬月額については、上述の給与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年1月1日から同年2月3日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年1月1日から同年2月3日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成25年12月21日から平成26年1月1日までの期間について、A社の事業主は、請求者の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かについては不明と回答しているところ、上述の給与台帳により、平成26年1月に支払われた給与から当該期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間のうち、平成25年12月21日から平成26年1月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、平成25年12月21日から平成26年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700406号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700207号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月12日から平成26年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成25年12月12日から平成26年2月1日までの請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求については、当初、請求期間を平成25年12月12日から平成26年1月31日まで(当初の請求趣旨としては、平成25年12月12日から平成26年2月1日まで)としていたが、請求後に日本年金機構(以下「機構」という。)が事業主から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の訂正届に基づき、資格取得年月日を平成26年2月1日から平成25年12月12日に訂正(このうち、平成25年12月12日から平成26年1月1日までは、保険料を徴収する権利が時効により消滅したことにより、保険給付の対象とならない期間として訂正)したことに伴い、請求期間を平成25年12月12日から平成26年1月1日までに補正した上で、既に平成28年9月7日付け東海厚発0907第81号により、東海北陸厚生局長の年金記録を訂正しない旨の決定が通知されている。

この決定を不服として、請求者が行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求を行ったところ、その手続の過程において、上述の資格取得年月日の訂正を行う必要がなかったことが判明し、機構により当該訂正の取消し処理が行われたため、請求者の請求については、当初の請求趣旨に基づく平成25年12月12日から平成26年2月1日までを請求期間として、以下のとおり判断することとする。

A社から提出された平成25年12月分から平成26年2月分までの社員出勤簿及び当該月分の出勤カード並びに雇用保険の記録により、請求者は、請求期間に

において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、年金事務所から提出されたA社における請求者の請求期間に係る派遣社員労働条件通知書（兼）就業条件明示書（登録型）によると、派遣期間（雇用期間）には、平成25年12月12日から平成26年1月31日までとした期間の定めがあり、厚生年金保険の加入条件に満たないため、厚生年金保険を適用しない旨記載されている上、A社の支社長は、請求期間について、当初は2か月以内の期間を定めた雇用であったため社会保険に加入させておらず、厚生年金保険料についても給与から控除していない旨陳述しているところ、事業主から提出された請求者に係る平成26年分賃金台帳並びに請求者から提出された2013年12月分及び2014年1月分給与支払明細書によると、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、課税庁から提出された請求者に係る平成27年度（平成26年分）所得照会回答書の社会保険料控除額は、上述の賃金台帳における社会保険料の合計額と一致していることが確認できる。

さらに、機構は、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日について、雇用当初は、厚生年金保険法第12条第1号ロに規定される2か月以内の期間を定めて使用される者であったと判断できたことから、平成25年12月12日へ訂正処理（平成28年4月26日処理）をした取扱いは適切でなかった旨の回答をしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。